

平成 30 年度事業計画



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

青森県支部

はじめに

今年、日本赤十字社青森県支部が創立 130 周年という節目の年を迎え、これを記念して、10 年ぶりとなる「青森県赤十字大会」の開催を予定しております。創立以来、多くの皆様に支えていただき活動を展開して参りましたが、今後も広範多岐にわたる社会のニーズを的確に把握し、そのニーズに合わせて不断の見直しを行い、社会の期待に応えていかなければならないと考えております。

さて、近年、世界各地で、大規模な自然災害や、紛争・テロなど、一国では解決が困難な国際的な課題が急増しており、これらの人道的危機に取り組む国際赤十字に対し、日本赤十字社の貢献が求められています。

そして、日本国内においては、大規模化する傾向にある地震や台風、大雨などによる災害への対応の強化や、高齢化社会における医療・福祉への充実など、日本赤十字社に対する期待は、ますます高まっております。

こうした中、青森県支部では、八戸赤十字病院と連携し、救護装備の整備や訓練の実施、DMAT チームの編成等、災害救護体制の強化に努めているほか、救急法などの講習普及、赤十字ボランティアや青少年赤十字の育成等の事業を積極的に展開しているところです。

こうした赤十字の活動は、関係各位のご尽力によって支えられています。青森県支部が様々な活動を推進していくためには、多くの関係各位のご支援が不可欠であります。皆様には、今後とも、当支部への変わらぬご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

創立 130 周年を機に、人が人を思いやる人道・博愛の赤十字思想の一層の普及に努めるとともに、支部、病院、血液センター、社会福祉施設が有する資源と機能を最大限に活用し、当支部の総合力を発揮した活動を実施し、赤十字社の使命を果たして参ります。

目 次

第 1	赤十字事業の実施計画	
	1 災害救護事業	1
	2 看護師養成事業	3
	3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業	4
	4 赤十字奉仕団	6
	5 青少年・こども赤十字	9
	6 国際活動	12
	7 医療事業	14
	8 社会福祉事業	15
	9 血液事業	16
第 2	会員募集の拡充と赤十字思想の普及	
	10 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収運動	17
	11 赤十字思想普及・広報活動	20
	12 青森県赤十字有功会	22
第 3	平成 30 年度行事予定表	
	総務課関係	23
	組織振興課／活動資金募集・広報関係	24
	組織振興課／赤十字奉仕団関係	25
	組織振興課／青少年・こども赤十字関係	26
	事業推進課関係	27

1 災害救護事業

災害救護業務は、赤十字本来の使命に基づく最も重要な事業であり、災害救助法において救助への協力義務が規定され、災害対策基本法及び大規模地震対策特別措置法において、日本赤十字社は「指定公共機関」として位置づけられ大きな役割を担っている。

東海、首都直下、東南海・南海地震等、大規模災害の発生が間近に迫っていると言われていた中で、日本赤十字社では、これらへの対応計画を作成し、即応体制を整備しているところである。

さらに、先の東日本大震災による余震は今後数年続くと考えられており、東日本における余震と、東海地震等が同年に発生する可能性もあり、近年にない大規模災害発生危機にさらされている中で最大限の警戒体制を敷かねばならない状況である。

そのような中で、当支部では、災害発生時、円滑な救護活動が実施できるよう、平素より体制の確立とその充実・強化に努めており、常備救護班 8 個班を編成している。

一方、国は平成 7 年の阪神淡路大震災を契機に、超急性期の災害医療に特化した災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team、通称 DMAT) を整備したところであり、日本赤十字社としても、これら DMAT との協働にかかる体制の整備をすすめ、「全国赤十字救護班研修会」を平成 24 年度から実施し、急性期から現地の医療機関に引き継ぐまでの長期にわたる救護活動全般に対応できる救護班要員の育成を目的とした研修がなされている。

当支部では、常備救護班 8 個班のうち初動 2 個班に DMAT チームを配置し、超急性期への対応を行うとともに、旧来の救護班の研修、教育体制を見直し、全国赤十字救護班研修会等へのインストラクター派遣や、各種研修会へのスタッフ派遣を行うことで、本社実施の研修会と同レベルでの研修を支部独自に実施できるよう努力している。

今年度は原子力災害への対応を含む受援計画を策定し、院内訓練及び災害医療コーディネートについての教育に取り組む。

大規模災害への備えとして、減災のための地域の自助、共助を推進することは重要である。

しかしながら、本県においては、自主防災組織の組織率が非常に低く、県をあげて改善に取り組んでいるところである。当支部としてもこれまで、市町村の依頼による防災に関する事業への協力や、独自に地域の自主防災組織を対象とした防災セミナー指導者養成研修等の事業を実施するなどしてこれに取り組んできたところである。

昨年度からは、地域を対象とした DIG、災害エスノグラフィー等をプログラムとする「日本赤十字社防災教育事業」が開始されたところであり、当支部においてもこれを実施するためのスタッフ養成を引き続き行っていく。

また、地域の防災力強化のための事業として、各地区分区に災害時に救援物資や人員輸送に使用する救援車両を配置する「博愛号等配置事業」を実施する。

(1) 救護訓練への参加

平成 30 年度にかかる参加予定の訓練は、以下のとおり。

- ① 東北ブロック DMAT 参集訓練
- ② 青森県総合防災訓練（平川市）
- ③ 青森県原子力防災訓練
- ④ 八戸市総合防災訓練

(2) 日本赤十字社第 1 ブロック支部合同災害救護訓練への参加

昨年度の第 1 ブロック支部（北海道・東北）合同災害救護訓練は、山形県支部が担当し、他機関との連携を主眼とした訓練を山形市内で実施した。今年度は、岩手県支部が担当実施することとなっている。

(3) 救護班対象研修

救護班の救護力の底上げと、DMAT チーム養成のため、以下のような研修の実施又は、派遣を行う。

- ① 日本 DMAT 隊員養成研修（指導者養成）
- ② 日本 DMAT 隊員技能維持研修
- ③ 全国赤十字救護班研修会
- ④ 救護班基礎研修
- ⑤ 救護班中級研修
- ⑥ 救護班専門研修
- ⑦ こころのケア研修

(4) 救護装備の強化

救護体制強化のため、以下の整備を行う。

- ① 救護班等装備の整備及び更新
- ② 災害対策本部機能強化のための整備

(5) 災害被災者への救護活動

災害発生時に必要な救護業務を行うため、日赤地区・分区の協力を得て、市町村に避難所等が設置された場合に即応できる体制を整える。

災害発生時には、以下のような事業を行う。

- ① 災害被災者に毛布、緊急セット等の救援物資を交付する。
- ② 災害被災者救援のため、義援金受付を行う。
- ③ 避難所への医療救護班による巡回診療を行う。

(6) 臨時救護

公共(福祉)団体等が開催する式典、体育祭、集会等行事の主催者の要請に基づき、救護員を派遣し、不慮の事故や傷病者の救護を行う。

(7) 地域防災力強化のための事業

東日本大震災以降、地域における自助、共助のための防災に関する研修等の要請が増えており、このようなニーズに対応するため、以下の事業を実施する。

- ① 防災セミナー指導者養成研修の実施
- ② 他機関との連携による防災セミナーの実施
- ③ 青森県総合防災訓練における町内会長等を対象とした特別見学会
- ④ 「日本赤十字社防災教育事業」実施に必要なスタッフの養成と試行

(7) 災害救援車「博愛号」等配置事業

事業内容：災害時の地域防災力強化のため、各地区分区（市町村）が必要とする災害対策に要する装備の整備について、支部がその一部を負担するもの。

事業対象：計画案に基づき、希望のあった地区分区（市町村）を対象とする。

事業期間：平成 28 年度から平成 37 年度までの 10 年間を予定。

配置物品：地域防災力強化のため、地区分区（市町村）より希望のあった物品とする。

負担額：対象とする物品の取得に要する経費の 1/2 又は、100 万円のいずれか低い額を支部が負担する

平成 30 年度の配置予定地区分区（市町村）及び配置物品

- 五所川原市地区／田舎館村分区／鶴田町分区／横浜町分区
- ミニバン車（2000cc / 乗車定員 7-8 名 / 4WD）

2 看護師養成事業

日本赤十字社では、赤十字の理念に基づいた看護教育を行っており、養成された赤十字看護師は、地域医療はもとより国内外の被災地において災害救護活動を行い、その実績は高い評価を受けている。

当支部では、優秀な看護師の質的な充実、高度化を目的として、日本赤十字秋田看護大学への養成委託を図っている。

卒業後は、八戸赤十字病院に看護師として勤務しつつ訓練を重ね、災害時に災害救護要員として医療救護班に編入される。

平成 30 年度の学年別養成者は以下のとおりである。

赤十字看護教育施設	学年	人数
日本赤十字秋田看護大学	1 年	2 名
	2 年	2 名
	3 年	2 名
	4 年	2 名
計	8 名	

3 救急法・健康生活支援講習等の講習普及事業

「人間の苦痛を予防・軽減し、生命の尊厳を確保する」という赤十字の基本理念を、具体的な知識や技術として一般の人々に広めることを目的として講習普及を図る。

本事業を通じて、赤十字運動の強化、拡張をしていくという視点から次の3項目を目標に掲げ、取り組むこととする。

○日常生活での知識、技術の実践

事故防止や、生命と健康を守るための知識や技術を日常生活の中で実践し、一人一人が安全で健康的な生活が営めるようにする。

○ボランティア活動等、助け合い精神の涵養

災害時にはもちろん、日常生活においても互いに助け合えるボランティアの心を育てる。

○赤十字事業参加者の増強

自らが積極的に赤十字活動に参加する理解者、協力者を増やす。

(1) 救急法講習会

日常生活における事故防止の知識と不慮の事故や急病に対する応急手当の方法を普及する。傷病者の救命率向上のためには、現場に居合わせた一般の人々の救命応急手当が重要である。今年度は「JRC ガイドライン 2015」において、新たに定義づけられた応急手当を行う人を意味する「ファーストエイドプロバイダー」を育成するため、赤十字救急法講習教本が改訂され、応急手当部分についての新たな講習が開始される予定である。

(2) 水上安全法講習会

水と親しむとともに、溺れた人を助け、自分自身を水の事故から守るために必要な知識と技術の普及と、溺れた人の救助方法をプール、海等で講習を行い、水の事故防止思想普及を図る。一般への講習のみならず、消防職員、警察官等防災関係機関、学校教諭等広く事故防止思想普及へ寄与することが見込まれる人々への積極的な講習実施を行う。

(3) 健康生活支援講習会

高齢者の家族や地域の高齢者との接し方と介護の仕方、自身が高齢期をすこやかに迎えるための知識や技術の普及を図る。

(4) 幼児安全法講習会

子どもの尊い命を守り、社会全体で子どもを大切に育てるために、子どもに起こりやすい事故と手当の方法、家庭内での看病の方法等の知識と技術を普及する。

昨年度より、新たに支部に講師を配置し、指導体制強化を図ったところであり、今後は、こども赤十字加盟の幼稚園・保育園を中心に講習を実施する予定である。

(5) 救急法救急員等資格継続研修の実施

救急員等資格を認定されてから 3 年の有効期限を迎える有資格者に対し、資格継続のための研修（4 時間程度）を実施する。

(6) 青森県高等学校総合文化祭青少年赤十字部門救急法コンクール

青森県高等学校文化連盟と県内青少年赤十字 6 地区の指導者協議会との共催による救急法講習会を支援するとともに、「県高等学校総合文化祭」において開催される青少年赤十字部門救急法コンクールを通じ、高校生への事故防止思想の啓発を図る。

なお、コンクールの運営・審査は救急法指導員があたる。

(7) 講習普及体制の強化

① 指導体制の充実強化

安全法指導員等教育のため関係職員の学会参加、また、講師、指導員を対象とする各種研修会を実施し、指導員の知識と技術の向上を図る。

② 教材・資材の整備

各講習指導に必要な教材及び資機材を計画的に整備する。

(8) 普及のための広報活動

① 市の広報紙への掲載を依頼し、受講者の参加を募る。

② ガイドライン改訂に伴う新講習の実施について広く周知する。

③ 地区・分区（奉仕団員、一般）に救急法等の講習を奨め、安全思想普及に努める。

④ 県教委、地教委が開催する教員研修会に救急法等の導入を図り、普及に努める。

4 赤十字奉仕団

赤十字奉仕団は、赤十字の使命とする人道・博愛の精神のもと、戦後間もなく全国各地に結成され、以来、日本赤十字社を支える大きな力として赤十字事業の推進にあたってきた。

ボランティア活動は、人と人を繋ぐ重要な役割も担っており、永年にわたり地域の活動に携わってきた赤十字奉仕団に寄せられる期待は高まっている。

その一方で、赤十字奉仕団は、全国的にみても団員の高齢化が進んでおり、団員数の減少に伴う奉仕団組織の弱体化、活動の低下が懸念されている。このことから、堅固な組織としての基盤づくり、さらには後継者の育成に努めていかなければならない。

また、地震や火山噴火をはじめ、台風や大雨による自然災害の多発に伴い、地域コミュニティにおける日頃からの備えや助け合い、更には防災・減災に対する取り組みへの意識の向上を図ることも重要である。そのためには、日頃の活動においても地域コミュニティとの繋がりの強化を図り、災害時のスムーズな連携に繋げていけるよう努めていく必要がある。

これまでの経験と知識を活かし、赤十字ボランティアの理念である「人間のいのちと健康、尊厳を守る」という赤十字精神に立ち、社会のニーズを的確に捉え地域住民から「信頼される赤十字奉仕団」そして「期待される赤十字奉仕団」を目指して推進するものとする。

◎重点施策

1. 赤十字奉仕団体制の整備と強化に努める。
2. 災害時の活動への備えの強化に努める。
3. 地域との連携と協働、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（こども）赤十字等との交流促進に努める。
4. 広報活動の充実に努める。
5. 赤十字奉仕団員の意識を高めるための研修の充実に努める。
6. 赤十字会員（社員）増強・活動資金増収への協力を努める。

◎具体策

（1）赤十字奉仕団体制の整備と強化

多様な社会のニーズに適切に対応できるよう、赤十字奉仕団体制の整備・強化に努める。

- ① 活動しやすい基盤づくり
年間活動計画に基づいた計画的な活動 / 魅力ある活動内容を企画 等
- ② 新規団員の加入促進
活動参加呼びかけ / 地域住民への活動PR / 地域内での交流促進 等
- ③ 後継者の育成
積極性・主体性をもったリーダーの養成 / リーダーの意識付け 等
- ④ 地域や時代のニーズに見合った活動展開
地域の活性化に繋がる活動の推進 等

(2) 災害時の活動への備えの強化

災害時の活動は、赤十字奉仕団活動に求められる重要な活動の一つである。

このことから、今年度においても各種会議、研修会等において更に指導の機会を広げ、奉仕団体制の整備と基盤づくりに努め、地域の防災力を高める率先力として機能する赤十字奉仕団を目指す。

① 平時からの備え

連絡網の整備 / 自主防災組織・町内会・民生委員等との連携・協力体制の構築 / 隣人とのふれあいの構築 / 地域住民への防災意識の啓発・PR活動 等

② 災害発生後に望まれる活動

炊き出しの提供 / 一人暮らし高齢者等の安否確認 / 生活支援活動 / 救援物資の仕分・配布 / 街頭募金活動の実施 等

③ 防災・減災への取り組み

赤十字社の救護活動への支援 / 被災者や被災地域の多様なニーズへの対応 等

(3) 地域との連携と協働、他ボランティア団体や奉仕団相互、青少年（こども）赤十字等との交流促進

行政（地区・分区）、自治会・町内会、NPO、他ボランティア団体、企業などとの連携・協働に努め、また、青少年赤十字メンバーとの交流を図るなど、多様な協力体制の構築に努める。

地域イベントへの参加 / 青少年赤十字との合同研修 等

(4) 広報活動の充実

赤十字活動を推進するためには、地域において目に見える形での活動を心がけることが重要である。赤十字奉仕団の社会的認知度を高めるため、「見える化」を意識し、積極的な広報活動に努める。

活動時のPR / 団員募集のチラシの作成・配布 / 各市町村広報誌への寄稿 / ホームページの活用 等

(5) 赤十字奉仕団員の意識を高めるための研修の充実

赤十字奉仕団活動を推進するためには、人材育成が必要不可欠である。そのため、団員として必要な知識の習得や意識の向上を図ることができる研修会の機会をつくるよう努める。

① 支部主催

基礎研修会 / リーダーシップ研修会

② 郡市地区主催

活動研究会

- ③ 市地区・町村分区（単位団）主催
研修会 / 移動研修会 / 合同研修会（交流会）
- ④ 本社主催
ボランティア・リーダー研修会（地域・青年・特殊赤十字奉仕団合同） /
支部指導講師研修会

（6）赤十字会員（社員）増強・活動資金増収への協力

赤十字活動の根幹をなす赤十字会員（社員）及び活動資金の募集については、社会情勢の変化等により厳しい状況にある。

このことから、奉仕団員は今まで以上に制度を理解し、赤十字会員（社員）増強・活動資金増収に取り組む体制を構築し、地区・分区や関係団体等との連携のもとに会員・協力会員及び活動資金募集が行いやすい環境づくりに努める。

◎赤十字奉仕団の指導体制と適正な活動・運営の育成強化

各種会議や研修会に指導講師や支部職員を派遣し、組織強化のための指導を行い、主体的な運営や活動ができるよう、人材の育成に努める。

（1）指導講師の配置と指導・研修体制

- ① 配置；指導区域を県内6ブロックに分け、各ブロックに原則として2名配置する。
- ② 指導：赤十字奉仕団運営のための委員会や総会、団員の意識高揚のための研修会等へ、各団（地区・分区）の要請により訪問し、活動・運営についての指導・助言にあたる。
- ③ 研修：奉仕団活動の具体的内容や方法について研鑽し、同時に今後の奉仕活動の方向性を探る。

（2）赤十字奉仕団活動の強化を図るための会議の開催

- ① 支部主催
支部委員会 / 強化推進会議 / 委員長・事務担当者会議
- ② 本社主催
中央委員会 / 全国協議会（青年奉仕団）
- ③ 第1ブロック主催
支部協議会（青年奉仕団）

5 青少年・こども赤十字

青少年・こども赤十字は、青少年に赤十字の人道的な価値を自ら学ぶ機会を提供し、世界の平和と福祉に貢献できる人間の育成を目指して、国際赤十字・赤新月社連盟が推進している重要な事業である。

従って、当支部としても、赤十字の人道的な価値観を青少年に普及するために、実践目標及び態度目標を踏まえて、指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団との連携を密に推進していく。

東日本大震災を機に、社会における安全・安心への国民の関心は高まり、自然災害発生時の安全・安心獲得のための手立てとして、行政による公助はもとより、個々人の自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティーなどによる共助がますます必要とされ、社会の様々な主体が連携して減災のために行動することが求められている。その一方で、青少年を取り巻く環境の急速な変化により、地域コミュニティーが希薄化し、青少年がコミュニケーション能力や規範意識を自然に身につける機会が減少しており、共助の精神が薄れつつあることが憂慮されている。

このことを踏まえ、青少年・こども赤十字では、学校、地域、家庭において自ら主体的に命を守る防災への取り組みを担う児童・生徒を育むことを第一義的に、本社が進める青少年赤十字防災教育事業が県内において広く展開できるようにする。

併せて、全国でも有数の加盟施設数を誇る幼稚園・保育園(所)における園児への防災教育については、昨年度、当支部で制作した「ぼうさいイメージソング」を活用し、歌を通して、いのちの大切さ、思いやりの心を育み、そして、防災意識の向上へと繋げることができるようにする。

そのためには、これまで以上に青少年・こども赤十字加盟促進と指導者育成を図るとともに、国際人道法がねらいとする青少年健全育成のため、当支部ではこれまで以上に学校、地域、家庭そして関係機関と連携して課題解決に取り組む。

◎重点施策

青少年・こども赤十字の普及と人道的な価値観を身につけ自ら行動することができる人間育成のための重点施策

1. 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）
2. 青少年・こども赤十字指導者の研修
3. 青少年・こども赤十字防災教育の普及
4. 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上
5. 青少年・こども赤十字の社会的認知の高揚
6. 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

◎具体策

(1) 青少年・こども赤十字の加盟促進（継続加盟・新規加盟の推進）

青少年・こども赤十字が学校教育の場において教師の指導のもとに実施されていることから、その理念・目標が青少年育成に重要な役割を担っていることを周知するため以下のとおり推進する。

- ① 指導講師、賛助奉仕団及び指導者協議会との連携・協力のもとに未加盟校への訪問、働きかけをする。
- ② 新規加盟を促進し登録式を推奨することで家庭及び地域社会への青少年・こども赤十字活動の理解を図る。また、支部広報紙や報道機関を通じ広報活動を推進する。
- ③ 青少年・こども赤十字関連の資料の有効活用を図る。

(2) 青少年・こども赤十字指導者の研修

青少年・こども赤十字活動は教師の指導のもとに行われるものであり、指導者の理解と協力が不可欠であることから、指導者の育成を図るために、次の研修を推進する。

- ① 青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・センター指導者養成講習会(本社主催)
- ② 高等学校青少年赤十字指導者養成講習会(支部・指導者協議会共催)
- ③ 地区主催青少年赤十字指導者研修会
- ④ 第1ブロック青少年赤十字指導者研究会
- ⑤ 地区主催こども赤十字指導者研修会

(3) 青少年・こども赤十字防災教育の普及

青少年赤十字防災教育プログラム「まもるいのち ひろめるぼうさい」について、態度目標「気づき、考え、実行する」を用い、児童・生徒が主体的に取り組み、知識と行動力を身につけること、他者への思いやり、優しさやいのちの大切さを学び取る力を育むため、次の研修等を推進する。

併せて、全国でも有数の加盟施設数を誇る幼稚園・保育園(所)における園児への防災教育について、昨年度当支部で制作した いのちをまもる ぼうさいイメージソング「愛をつないで」を活用し、歌を通して、いのちの大切さ、思いやりの心を育み、そして、防災意識の向上へと繋げることができるよう幼稚園・保育園(所)の関係者を中心に強力で普及・展開する。

- ① 加盟施設・未加盟校(小、中、高、特別支援)へのフォローアップ(加盟促進を含む)
- ② 教育委員会や校長会等でのPR、リーダーシップ・トレーニング・センター等での活用
- ③ 指導者(幼保)を対象とした防災教育に関する研修会等の開催
- ④ 加盟施設・未加盟施設における幼児向け防災教育の実施(加盟促進を含む)

(4) 青少年・こども赤十字メンバーの育成と活動の質的向上

青少年赤十字メンバー育成のため各地区指導者協議会及び支部主催によるリーダーシップ・トレーニング・センターへの参加を働きかけるとともに、本社主催研修会などに県内メンバーを積極的に派遣し、リーダーの養成に努める。また、こども赤十字メンバーについては各施設における活動や各地区指導者協議会の行事などを通して育成を図る。

- ① 青少年赤十字メンバー対象の研修事業
 - ア 青少年赤十字スタディー・センター(本社主催)
 - イ 青少年赤十字スタディー・ツアー(本社主催)
 - ウ 青少年赤十字国際交流事業(本社主催)
 - ウ 青少年赤十字高校リーダーシップ・トレーニング・センター(支部・協議会共催)
 - エ 青少年赤十字高校リーダー研修会(支部・協議会共催)
 - オ 地区小・中リーダーシップ・トレーニング・センター(地区主催)
 - カ 地区高校リーダーシップ・トレーニング・センター(地区主催)
 - キ 全国高等学校総合文化祭 ボランティア部門
 - ク 県高等学校総合文化祭青少年赤十字部門への協力・支援

(5) 青少年・こども赤十字活動の社会的認知の推進

支部と指導者協議会、指導講師、賛助奉仕団の連携のもと青少年・こども赤十字活動をとおして地域社会や保護者に赤十字事業を周知する効果的な方法を探りその実現を目指す。

- ① 青少年・こども赤十字に関する懇談会の開催

地域において、学校教育現場や青少年健全育成に関わりを持つ町会等の役員や民生・児童委員などに対して、青少年・こども赤十字事業の意義や成果、教育的効果を正しく理解していただくことを目的として開催する。
- ② 各地区青少年・こども赤十字活動の実態と課題を把握し、青少年・こども赤十字活動が活性化できるよう、幼・保、小、中、高校、特別支援の各校種別に可能な活性化の方策を探る。
- ② 各加盟施設校が青少年・こども赤十字関係の行事を実施するにあたっては、以下に努めるようにする。
 - ア PTA、町会、報道機関、教育委員会等への周知徹底
 - イ 近隣学校(園・所)への案内及び合同行事の実施
 - ウ 地域奉仕団等との合同行事の実施

(6) 将来の赤十字支援者となる若年層を獲得するための体制の整備

将来の赤十字活動を支える若年層を赤十字運動に対して参加・協力に導く体制・方策の構築は喫緊の課題と捉えている。

高等学校青少年赤十字メンバーは、将来の赤十字運動を支える中心的な人材であると考えられることから、青年赤十字奉仕団や学生奉仕団という枠組みに囚われずに、青少年赤十字メンバーと青少年赤十字メンバーOB・OGを交えたワーキング・グループ等を行い、社会のニーズに応じた事業展開とネットワークの構築を図る。

- ① 青少年赤十字メンバー未来を創るプロジェクト

6 国際活動

赤十字運動及び、その事業は、赤十字基本原則に則り、世界に広がる赤十字社で実施されており、日本赤十字社は、世界 191 社の赤十字社の中の一つにあり、赤十字全体の活動方針等については、赤十字国際委員会や、赤十字赤新月社連盟（以下「連盟」）によって示され、これを日本において具現化し、各種事業を行っている。

特に、平時における事業においては、「連盟」が主導しており、世界的な災害等の発生に対応するための緊急対応ユニット（ERU）の整備、地域における防災活動、保健衛生事業等、様々なプログラムを世界各国で実施している。

日本赤十字社は赤十字という国際 NGO の構成員であり、赤十字が行う国際的プログラムに対する国民の支援と期待は、昨今の世界規模の災害の発生により高まっている。

また、近年はシリアの人道危機に代表されるように、各地で紛争やテロが頻発し、一般市民が被害を受けている中で中立の立場で活動する赤十字の重要性は誰もが認識しているところである。

したがって、日本赤十字社では、寄託者の期待に応えられるよう、支部単独又は、ブロック共同で国際救援と開発協力を進める一方、異常気象や紛争など多様化する救援ニーズに対応するため、医療救護ばかりではなく、幅広い人材が求められていることから、国内外の研修を通じて国際救援に関わる要員の養成・強化を行う。

また、若年層への思想普及を図るため、日本赤十字秋田看護大学が実施する国際活動を疑似体験するプログラムへ協力する予定である。

さらに、全国的に見ても、職員を積極的に国際活動に派遣している実績を踏まえて、支部が参加する国際活動メニューのうち、第 1 ブロック支部が参加支援している救急法支援事業において、評価要員としての職員を派遣して、貢献していく。

近年の国際活動は災害や紛争の大規模化にともない、国際赤十字の枠組みの中で、他の赤十字社や赤新月社と協働で活動することが多くなってきており、円滑な活動のため、様々な機会を通じて、近隣諸国の赤十字社と関係強化を行う。

（1）海外における災害、難民等の救援資金の拠出と救援金の募集

（2）各国赤十字社との連携による安否確認の実施

（3）米国赤十字社 三沢基地支部との連携協力

（4）第 1 ブロック共同による発展途上国に対しての開発援助

- ① カンボジア : 救急法普及支援事業
- ② ミャンマー : 救急法普及支援事業
- ③ 東ティモール : 救急法普及支援事業

(5) 国際救援の現場で活躍できる救護要員及び連絡調整員の養成・教育

- ① ERU（国際）要員研修会
- ② 国際救援・ERU 要員の教育
- ③ 国際赤十字・赤新月社連盟等主催による研修会への派遣

(6) 国際人道法及びジュネーブ条約の普及

各種研修への講師派遣

(7) 国際救援活動体験キャンプへの協力

場 所 青森市（予定）

主 催 日本赤十字秋田看護大学

内 容 海外の大規模災害発生時に出動する国際救援ユニット（ERU）等の運用を疑似体験するほか、様々なメニューを通し国際救援活動の理解を深める。

7 医療事業

赤十字の医療施設は、災害時には医師・看護師等からなる医療救護班を編成し、災害現場に派遣するなどの災害救護活動を行うほか、平時には地域の中心的な公的病院として、救急医療をはじめ、高度医療、母子保健及び周産期医療、保健福祉活動等を含む総合医療活動を行っている。

当支部管内では、八戸市に八戸赤十字病院を有し、県民の健康保全、福祉の増進に貢献するため、次の事項に重点をおき、健全なる経営と運営を図る。

◎八戸赤十字病院

平成 17 年 2 月に制定した病院の基本理念に基づいて、患者様中心の医療を展開し、病院の内外から支持される病院を目指す。

経営の健全化を図り、次に掲げる医療活動・取り組みを実践する。

- (1) 救急医療体制の充実
- (2) 高度医療機能の強化
- (3) 医療連携の継続的推進
- (4) 地域医療支援の強化
- (5) 災害救護体制の整備
- (6) 国際救援活動要員の養成・派遣
- (7) 救急法等の講習普及活動
- (8) 各赤十字事業との連携推進
- (9) 地域メディカルネットワークシステム加入による情報共有と効率的な医療の提供
- (10) 経営改善の継続的強化

八戸赤十字病院の基本理念

私たちは、地域の皆様の生命と健康を守るため、赤十字の理念にもとづいた信頼される医療を実践し、「あなたの病院、わたしの病院、そして私たちの病院」として、誇れる病院づくりに最善を尽くします。

8 社会福祉事業

児童福祉法第42条第2号及び第43条第2号に規定されている医療型障害児入所施設及び医療型児童発達支援センター並びに障害者総合支援法第5条第6項、第5条第7項及び第5条第8項に規定されている療養介護、生活介護及び短期入所の運営業務を青森県より委託を受け、また、医療法に規定する病院としての機能による小児リハビリテーションを中心に、小児整形外科疾患や障害児の小児科治療を主として行っている。

◎青森県立はまなす医療療育センター

青森県医療療育センター条例及び青森県指定管理者による公の施設の管理に関する条例に基づいて、日本赤十字社青森県支部が「青森県立はまなす医療療育センター」の管理運営を指定管理者として受託している。

(1) 青森県立はまなす医療療育センターは、次に掲げる業務を行う。

- ア 医療型障害児入所施設（肢体不自由 42 床、重症心身障害 40 床）
肢体不自由児及び重症心身障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うこと。
- イ 医療型児童発達支援センター（40 名）
肢体不自由児及び重症心身障害児を通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び集団生活への適応のための訓練並びに治療を行うこと。
- ウ 療養介護（肢体不自由 42 床、重症心身障害 40 床）
障害者を入所させて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を供与すること。
- エ 生活介護（20 名）
障害者を通して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動及び生産活動の機会の提供等の便宜を供与すること。
- オ 短期入所（空床型）
障害者等を短期間入所させて入浴、排せつ及び食事の介護等の便宜を供与すること。

(2) 青森県南地域の肢体不自由児(者)のため、施設の機能を生かして、次の医療社会活動も実施する。

- ア 在宅重度身体障害者訪問診査事業
- イ 身体障害者巡回診査事業
- ウ 乳幼児発達療育相談事業
- エ 脊柱側弯症等学校運動器検診
- オ 八戸市先天性股関節脱臼検診への協力

青森県立はまなす医療療育センターの基本理念

子どもたち一人ひとりの個性を大切にし、その個性を伸ばし、また、ご家族のお気持ちに配慮しながら仕事を進めていくのが私たちの基本姿勢です。

私たちの施設は、日本赤十字社が運営を委託されております。国際赤十字運動の7つの基本原則に基づいて行動し、日本赤十字社としての特徴を発揮することが大切です。

7つの基本原則とは、1)人道 2)公平 3)中立 4)独立 5)奉仕 6)単一 7)世界性です。

9 血液事業

青森県赤十字血液センターでは、東北ブロックとしての一体的な運営並びに広域的な需給管理体制のもと、血液製剤の需要動向を的確に見極め、県内医療機関の要請に積極的に対応するため、献血者数は46,267人を目標とした。

事業運営にあたっては、関係法令を遵守し、適正な運営を行うとともに、県・市町村と連携しながら、若年層をはじめ、広く県民に献血思想の普及と血液事業への理解と協力を求め、医療機関からの需要の多い400mL献血及び成分献血の確保に努め、事業の推進を図ることとしている。

(1) 平成30年度血液確保・供給計画

区 分		確保目標量 (L)	確保目標人数 (人)
献血量/献血者数		18,737.7	46,267
内	200mL献血	279.6	1,398
	400mL献血	13,230.8	33,077
	血漿成分献血	2,596.1	5,214
訳	血小板成分献血	2,631.2	6,578

供給本数 ※200mL換算		
内	全 血	0
	赤 血 球	68,500
	血 漿 製 剤	15,500
	血 小 板 製 剤	81,520

(2) 確保対策の重点項目

- ① 若年層を中心とした献血思想の普及啓発
- ② 継続広報及びキャンペーン実施による献血推進
- ③ 400mL献血及び成分献血確保のための積極的な活動
- ④ 原料血漿の確保目標100%達成
- ⑤ 複数回献血クラブの拡大と活用
- ⑥ 市町村への献血推進及び献血目標達成依頼
- ⑦ 献血ルームの活性化及び献血バスの効率的稼働
- ⑧ 献血協賛企業の募集と新規事業所の開拓
- ⑨ 県民への情報提供(ホームページ・ブログ・Twitter・Facebook・LINE等)
- ⑩ 特定年齢に対する献血依頼
- ⑪ 大学、高校でのセミナー実施

10 赤十字会員(社員)増強・活動資金増収運動

(1) 趣旨

日本赤十字社は、明治 10 年の西南戦争における戦時救護を機に産声を上げた。その創立から 10 年後の明治 20 年に「青森県委員部」として設置された青森県支部は、平成 30 年をもって創立 130 周年という節目の年を迎えることから、青森県支部ではこれを記念して、平成 30 年度、「青森県赤十字大会」の開催を予定している。

また、近年、国内外で自然災害が多発し、被災者の人道的支援など、赤十字社が果たすべき役割が増大している現状を鑑み、赤十字会員(社員)ならびに活動資金の募集強化を図るため、日本赤十字社では、平成 29 年度において「社員制度の見直し」を行い、当県支部では、平成 30 年 2 月から展開する平成 30 年度の募集運動より新制度にもとづく募集を実施する。

これらのことから、青森県支部の 130 年の歴史を踏まえ、赤十字活動の更なる強化を図るため、平成 30 年度の赤十字会員(社員)増強・赤十字活動資金増収運動を、当県支部、各郡市地区・町村分区、自治会等で募集活動を担う赤十字奉仕者がしっかりと手を結び、強固な連携のもとに実施していく。

(2) スローガン

赤十字を支えるあなたの“ちから”

(3) 実施期間

平成 30 年 2 月 1 日から通年実施する。

なお、2 月 1 日から 28 日までの 1 ヶ月間を「強調月間」とするが、赤十字奉仕者による募集活動の展開は、各市地区・町村分区において最も効果的と考えられる時期に行う。

(4) 目標額

目標額 216,000,000 円

内訳	目標額
地区分区	202,980,000 円
支部	13,020,000 円
合計	216,000,000 円

(5) 重点活動項目

- ① 「社員制度の見直し」について県民に対する理解促進に努める。
- ② 「会員・協力会員」(社員)の会費(社費)の継続支援に努める。
- ③ 「会員・協力会員」(社員)の新規加入の確保・増進に努める。
- ④ 大口支援(有功章等)の確保・増進に努める。
- ⑤ 法人会員(社員)の確保・増進に努める。
- ⑥ 募集活動を担う自治会役員等赤十字奉仕者に対する理解促進に努める。

(6) 運動推進の取り組みについて

日本赤十字社定款の改正(平成 29 年 4 月 1 日施行)にもとづく新たな会員(社員)制度により、県支部、郡市地区・町村分区、募集活動を担う赤十字奉仕者が連携を図り、推進する。

(7) 広報活動と運動資材の効果的活用

- ① マスメディアによる支援の呼びかけを行う。
- ② 広報用チラシを各世帯に配付するほか、市町村の「道の駅」などの施設に設置して地域住民に支援を呼びかける。
- ③ 広報用ポスターを公共施設などの市町村主要施設に掲出して支援を呼びかける。
- ④ 市町村広報紙などの地域に密着した広報媒体による支援の呼びかけを行う。
- ⑤ 「赤十字ふれあい推進事業」などのイベント型広報活動による支援の呼びかけを行う。
- ⑥ 募集活動を行っていない自治会等に対して募集活動実施の働きかけを強化する。

(8) 表彰制度と税の優遇措置

表彰及び税の優遇措置の周知を図り、運動の効果的推進を図る。

(9) 地区分区交付金について

郡市地区・町村分区の募集実績に応じて事務費並びに事業費交付金を交付する。

- ① 事務費交付金
市地区及び町村分区には、実績額の 10%の範囲内で交付する。
- ② 事業費交付金
ア 郡地区には、実績額の 3%の範囲内で交付する。
イ 市地区には、実績額の 1%の範囲内で交付する。

(10) 奨励金の交付について

7 月 31 日までに高率完遂・準高率完遂した地区分区に対して奨励金を交付する。

- ① 高率完遂
ア 郡地区及び町村分区
目標額に対し実績額が 150%以上に達した場合、17,000 円を交付する。
イ 市地区
目標額に対し実績額が 120%以上に達した場合、17,000 円を交付する。
- ② 準高率完遂
ア 郡地区及び町村分区
目標額に対し実績額が 120%以上に達した場合、7,000 円を交付する。
イ 市地区
目標額に対し実績額が 110%以上に達した場合、7,000 円を交付する。

(11) 募集活動の強化

- ① 募集体制について
自治会役員等赤十字奉仕者と地域奉仕団が募集対象等の明確な役割分担のもとに赤十字会員(社員)並びに活動資金の募集を行うなど、募集体制の強化を図る。

- ② 赤十字会員(社員)の継続支援と新規加入者の確保について
赤十字会員(社員)の継続支援が得られるよう理解促進に努めるほか、赤十字会員(社員)の減少理由となる異動(脱退・死亡・転出)が生じたときは、同一世帯から新規加入者を確保する。
- ③ 募集活動を担う赤十字奉仕者の理解促進について
地域奉仕団、青少年赤十字などの関連行事への赤十字奉仕者の積極的参加を図る。
- ④ 地域住民への広報活動について
「赤十字ふれあい推進事業」を通じて、地域イベントによる赤十字会員(社員)への加入と赤十字活動資金募集への理解促進を目的とした広報活動を行う。
また、市町村広報紙や有線放送、ホームページの活用のほか、地域奉仕団行事等のマスコミへの積極的な情報提供を行う。
- ⑤ 新しい活動資金の募集について
自治会等における赤十字会員(社員)並びに赤十字活動資金募集の補完的役割として、主に若年層世代(20歳代から40歳代)を対象に口座引き落としやクレジットカードなどを利用する口座振替会員(社員)の募集を行う。
また、資産整理や遺贈にかかる寄付、企業のCSR(企業の社会的責任)活動にもとづく自動販売機売上げ寄付などによる赤十字活動資金の確保に努める。

11 赤十字思想普及・広報活動

県民の赤十字運動への理解と強力を求めるため、各種活動や広報資材を通じて普及に努める。

(1) 青森県赤十字大会の開催

青森県支部が創立130周年を迎えることから、県内の赤十字会員(社員)、協賛委員、奉仕団員、青少年赤十字指導者およびメンバー、地区・分区職員等の赤十字関係者が一堂に会し、「青森県赤十字大会」を開催する。

(2) 広報資材等の作成と活用

広報資材等の作成と活用により、赤十字活動や赤十字活動資金(会費・寄付金)の募集について、県民への理解と協力の促進を図る。

- ①県内全世帯を対象に活動紹介と決算報告を兼ねた広報チラシを配布する。
また、チラシの「道の駅」等の観光・物産関連施設等への設置を行う。(48万枚作成)
- ②活動資金の募集にかかる広報用ポスターを各市役所・町村役場、公共施設、「道の駅」等の観光・物産関連施設等に掲出する。(5,000枚作成)
- ③青森県支部の活動紹介のための広報紙「日赤あおもり」を配付する。
(年4回：季刊 1回につき1,000部発行)
- ④年額2千円以上の会費(社費)による支援を継続的に行う会員(社員)に対して、年2回赤十字広報紙を送付する。(年2回 1回につき約2,600部)
- ⑤口座引き落としやクレジットカードを利用した口座振替会員(社員)の募集にかかる広報活動を行う。
- ⑥法人会員(社員)の募集強化のため、自動販売機の売上げによる活動資金の支援など、企業のCSR活動推進にかかる広報活動を行う。
- ⑦遺贈や資産整理、香典返しなどの活動資金にかかる広報活動を行う。
- ⑧平成30年度の募集運動より施行する「社員制度の見直し」にかかる県民への広報活動を行う。
- ⑨日赤本社が発行する広報紙「赤十字NEWS」を配付する。
- ⑩奉仕団、青少年赤十字関連行事等に赤十字広報パネル、各種映像作品の貸出や来場者に配付する赤十字関連資料の提供を行う。
- ⑪自治会役員等赤十字奉仕者が活動資金の募集を円滑に行えるよう「会員(社員)募集の手引き」を配付する。(21,000部作成)
- ⑫市町村発行の広報紙における広報活動を促進する。
- ⑬日赤本社が作成する各種広報資材の効果的活用を図る。

(3) 赤十字ふれあい推進事業

地域住民への赤十字運動の理解と強力を図るため、市町村で開催される各種イベントにおいて市地区・町村分区が「赤十字 PR ブース」の出展を行う「赤十字ふれあい推進事業」を実施する。

(4) 支部ホームページの運用

支部ホームページにより、主に若年層世代に対する情報提供を行う。

(5) 支部資料展示室の運営

赤十字奉仕団、青少年赤十字等赤十字関係者の支部訪問において、資料展示室を開放し、赤十字運動の理解促進を図る。

(6) マスメディア等への情報の提供

テレビ・新聞等マスメディアに対して赤十字運動にかかる情報提供を行うほか、各市町村で発行している広報紙への寄稿を積極的に行い、地域に根ざした広報展開を行う。

また、NHK が事務局を務める「青森広報連絡会」への参加により県内各種団体等との広報協力体制の強化を図る。

(7) 赤十字の里づくり推進事業への支援

「手製の赤十字旗」で知られる三上剛太郎医師の生誕 150 年祭を平成 31 年に開催する下北郡佐井村の「赤十字の里づくり推進事業」を支援し「手製の赤十字旗」並びに三上剛太郎の県内外の普及を図る。

(8) その他

日赤本社が開催する広報担当者を対象としたセミナー等に職員を派遣し、支部広報活動の体制強化を図る。

また、5 月の「赤十字月間」における広報活動を行う。

12 青森県赤十字有功会

青森県赤十字有功会は、昭和 55 年に結成以来、支部社業推進の支援組織として重要な役割を担っている。特に県支部と連携をはかり、新規有功章社員の加入斡旋に努め、社資増強に寄与するとともに、青少年赤十字活動を支援するなど、赤十字事業へ多大な貢献をしている。

また、地区で組織した弘前市、むつ市、平内町、蓬田村の各有功会は、地域における「仲間づくり運動」に大きく貢献している。

これら有功会事業の一層の活性化を図るため、支部は有功章社員（社資功労）の積極的な勧誘に努める。

（1）赤十字思想と社旨普及の協力

赤十字社員増強運動の主旨を体し、機会あるごとに赤十字思想と社旨の普及に努める。

（2）会員相互の交流と親睦

新年祝賀会員互礼会の開催、研修旅行の実施、会報の発行等

（3）「仲間づくり運動」による大口社資募集の推進

新規有功章社員の加入斡旋、有功会への勧誘等

（4）地区赤十字有功会活動の推進

地区赤十字有功会に対する助成

（5）名誉副総裁ご歓迎のつどいの開催

青森県支部創立 130 周年を記念した青森県赤十字大会の開催に際して、名誉副総裁ご歓迎のつどいの開催を予定している。

（6）その他

国内外の災害に対する義援金の寄託等、本会の目的達成に必要と認められる事業

平成 30 年度行事予定表

(総務課関係)

◎…有功会関係

	本社関係	支部関係	第 1 ブロック関係
4 月	・ 全国支部事務局長会議 (12 日)	・ 赤十字職員基礎研修会 (12, 13 日)	
5 月		◎ 県赤十字有功会監査会 ◎ 県赤十字有功会役員会	
6 月	・ 本社理事会、代議員会 (22 日) ・ 認定者能力向上研修指導者養成研修会 ・ ソフトウェア管理担当者研修会	・ 支部評議員会 ◎ 県赤十字有功会総会	・ 第 1B 事務局長会議 (本社)
7 月	・ 研修担当者研修会		
8 月			
9 月	・ 中堅幹部職員養成研修会 ・ 全国支部事務局長会社業振興特別委員会 (27, 28 日 福岡県)		
10 月	◎ 日赤紺綬・有功会会長協議会総会 (4, 5 日 秋田県) ・ 基幹幹部職員養成研修会 ・ 支部会計担当者研修会		
11 月	・ 本社理事会 (27 日) ・ 全国支部課長会議		
12 月			
1 月	・ 人事・給与実務担当者研修会	◎ 県赤十字有功会新年祝賀会員互礼会	
2 月		・ 支部評議員会	
3 月	・ 本社理事会、代議員会 (20 日)		・ 第 1B 事務局長会議 (本社)
未定	・ トップセミナー ・ 情報セキュリティー研修会 ・ 全社統合情報システム研修会		・ 第 1B 事務局長会議 (秋田県) ・ 第 1B 事務局次長・総務課長会議 (山形県) ・ 第 1B 総務担当者研修会 (福島県) ・ 第 1B 合同係長研修会 (宮城県)

(組織振興課／活動資金募集・広報関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月			
5月	・全国赤十字大会(16日)	・地区分区事務委員等研修会(25日)	
6月	・ファンレイジングセミナー		・第1B組織振興課長会議 (未定 福島県)
7月			
8月			
9月		・青森県支部創立130周年 青森県赤十字大会(未定)	
10月		・会員増強・活動資金増収運動推進会議(未定)	
11月	・全国支部課長会議(未定)	・郡市地区・町村分区関係者会議 (未定)	
12月	・NHK海外たすけあいキャンペーン (～25日)		
1月			
2月	・全国広報担当者会議 「もっとクロス！」大賞授賞式	・赤十字会員(社員)増強・活動資金 増収運動強調月間	
3月)	
未定			

(組織振興課／赤十字奉仕団関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月	◎青年赤十字奉仕団全国協議会 (未定)	◎指導講師会議(10日) ◎支部委員会(24日)	
5月	◎支部赤十字奉仕団担当者研修会 (2日間)		
6月	◎赤十字奉仕団中央委員会(2日間)	◎基礎研修会(13日 青森市内) ◎委員長・事務担当者会議(6地区)	
7月		(6~8月) ↓	
8月	◎ボランティア・リーダー研修会 (3日間)	↓	
9月			
10月		◎リーダーシップ研修会(未定)	
11月			
12月			
1月			
2月	◎赤十字奉仕団支部指導講師研修会 (3日間)	◎強化推進会議(未定)	
3月			
未定		◎活動研究会(未定 2地区)	◎青年奉仕団第1B協議会

(組織振興課／青少年・こども赤十字関係)

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月		県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 代表委員会(5日) ◎指導講師会議・研修会(20日)	
5月	◎支部青少年赤十字担当者研修会 (未定 日赤本社) ◎青少年赤十字リーダーシップ・トレーニング・ センター指導者養成講習会 (未定 東京都内)	県青少年赤十字賛助奉仕団第1回 事務局会議・監査会(11日)	
6月	◎青少年赤十字全国指導者協議会 総会・研修会(未定 日赤本社)	県青少年赤十字賛助奉仕団定例総会 (15日)	
7月	◎全国青少年赤十字賛助奉仕団協議 会総会(未定 日赤本社)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター事前打合せ会議(6日) ◎県青少年赤十字指導者協議会理事 会・研修会 (12日 県総合社会教育センター)	
8月	全国高等学校総合文化祭ボランティア 部門(8~10日 長野県)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ トレーニングセンター・高校指導者養成講習 会(3~5日 小川原湖青年の家)	
9月			
10月		県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 事務局会議(5日) 県高等学校文化連盟青少年赤十字部 門大会 (13日 県立青森中央高等学校)	
11月	◎青少年赤十字国際交流事業 (未定 東京都内)	県青少年赤十字賛助奉仕団第2回 代表委員会(9日)	
12月	◎青少年赤十字スタディーツアー (未定 ネパール)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ-研修 会事前打合せ会議(7日)	
1月	◎指導主事対象青少年赤十字研究会 (未定 日赤本社)	◎青少年赤十字高等学校リーダーシップ-研修 会・高校指導者養成講習会 (6~8日 梵珠少年自然の家)	
2月			
3月	◎青少年赤十字スティーブ・センター (未定 山中湖村東照館)	県青少年赤十字賛助奉仕団第3回 事務局会議(8日)	
未 定		◎青少年赤十字に関する懇談会	◎第1B 青少年赤十字指導者 研究会(2日間 山形県) ◎第1B 青少年赤十字賛助奉仕 団会議(2日間 北海道)

(事業推進課関係) ◎…救護関係 ●…救急法等講習関係 ○…献血関係 ……医療関係 △…国際活動関係

	本社関係	支部関係	第1ブロック関係
4月		・日本赤十字秋田看護大学入学式	
5月		●救急法指導員研修会 ●水上安全法指導員研修会 ●幼児安全法指導員研修会 ○市町村献血推進事業担当者会議	
6月		●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会 (青森市) ●水上安全法救助員資格継続 (青森会場)	第1B事業推進課長会議 (北海道)
7月		●水上安全法救助員Ⅰ養成講習会 (八戸市) ●水上安全法救助員資格継続 (八戸会場) ○青森市献血推進協議会総会 ・八戸赤十字病院運営審議会	
8月		○献血感謝のつどい ●救急法救急員資格継続研修(青森市)	
9月	●赤十字講習担当者研修会	●弘前大学依頼救急員養成講習会 △国際活動体験キャンプ	
10月		・県支部養成赤十字看護学生選抜試験 ●高文連支援事業(青森中央高等学校)	
11月	●救急法講師研修会 ●救急法講師養成講習 ○献血推進運動中央連絡協議会	●救急法救急員養成講習会 (青森市・八戸市) ●救急法救急員資格継続研修	
12月			
1月	●健康生活支援講習・幼児安全法講師 研修会		
2月	●水上安全法講師研修会	・八戸赤十字病院運営審議会 ○青森県献血推進協議会 ○市町村献血推進担当課長会議	
3月		・日本赤十字秋田看護大学卒業証書 授与式	
未定	◎救護業務担当課長会議 ◎日本 DMAT 隊員養成研修 ◎全国赤十字救護班研修会 ◎日赤災害医療コーディネーター研修会 ●赤十字救急法講師研究会 ●赤十字講習推進委員会 △基礎保健 ERU 研修会 △国際救援・開発協力要員研修Ⅱ	◎青森県総合防災訓練(平川市) ◎八戸市総合防災訓練 ◎青森県原子力防災訓練 ◎日本 DMAT 隊員技能維持研修 ◎東北ブロック DMAT 参集訓練 ◎救護班専門研修会 ◎救護班中級研修会 ◎救護班基礎研修会 ◎こころのケア研修会 ◎防災教育事業 ●救急法基礎講習会 ●救急法救急員養成講習会 ●救急法短期講習会 ●水上安全法短期講習会 ●健康生活支援講習短期講習会 ●幼児安全法短期講習会 ●幼児安全法支援員養成講習会 ●幼児安全法支援員資格継続研修	◎第1B合同災害救護訓練 (岩手県)

日本赤十字社青森県支部管内施設一覧

施設名	住所	電話番号
八戸赤十字病院	〒039-1104 八戸市大字田面木字中明戸 2	0178-27-3111
日本赤十字社青森県支部受託 青森県立はまなす医療療育センター	〒031-0833 八戸市大字大久保字大塚 17-729	0178-31-5005
青森県赤十字血液センター	〒030-0966 青森市花園 2-19-11	017-741-1511

平成 30 年度事業計画

日本赤十字社青森県支部
〒030-0861 青森市長島 1-3-1
電話 017-722-2011